

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◆告示 保安林の指定予定種者証明書の返納
- 土地改良事業の認可
- 建設業者の登録
- 建設業者の登録まつ消
- 農業委員会の設置（会見町）
- （倉吉市）
- （大栄町）
- 代表者会議の区域変更

鳥取県告示第二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条及び森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二
 条の規定により、次の土地について保安林の指定を解除する予定であるので森林法第三十条の規定により告示する。
 昭和三十年五月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

計量器定期検査の実施
土地改良区役員
の退任及び就任

- ◆選管告示 岸本町国民健康保険規約の認可
 - ◆選管告示 選挙管理委員会の招集
 - ◆教委告示 定例教育委員会の招集
 - ◆公安告示 道路の交通管制
 - ◆雑報 市町村職員共済組合役員
の退職
 - ◆正誤 第三回全国自治宝くじ
発売要領
- 昭和三十年四月一日鳥取県条例第十八号中訂正

告示

所在地	全面積	解除予定面積	解除の理由	所有者氏名	申請者氏名
-----	-----	--------	-------	-------	-------

市郡町村大字	字	地番	台帳一見込	台帳一見込					
倉吉	打吹山	三、四四五ノ四	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
同	同	三、四四五ノ六	〇〇〇六	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	倉吉市
同	同	三、四四五ノ九	〇〇〇三	〇〇〇三	〇〇〇三	〇〇〇三	〇〇〇三	〇〇〇三	倉吉市長 早川 忠篤

鳥取県告示第二百一十一号
次の種畜につき種畜証明書の返納があつた。

昭和三十年五月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

種畜証明書番号	名号	種類	飼養者住所氏名
昭二九鳥取二第三七号	松本一	黒毛和種	鳥取県日野郡八郷村 西郷 世紀雄
"	四八号	"	江府町 下村 薫次郎
"	四九号	"	福栄村 名谷 義治
"	五二号	"	日野上村 梅林 武市
"	五八号	"	黒坂町 湯上 操

鳥取県告示第二百一十二号

米子市東福原政木晋二次外十四人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良事業について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する第十条第一項の規定により、昭和三十年四月二十八日認可した。

昭和三十年五月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第二百一十四号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十年五月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (は)第二〇五号	昭和三十年 二月一日	北村電気工業株式会社	倉吉市西町二、六七六	北村 松吉
"	第二〇七号	"	二月十四日 株式会社 千代組	八頭郡智頭町智頭三三三
"	第二三八号	"	二月二日 谷野建設株式会社	西伯郡大山村大字今在家四四六
"	第二三九号	"	坪倉 組	日野郡多里村大字湯河四六九
"	第二四一号	"	二月十三日 中尾 組	鳥取市南行徳四二五

第二四三号	前田組	西伯郡所子村大字中高三九一	前田 金義
第二四四号	木村組	東伯郡上中山村大字東積	佐伯 武壽
第二四八号	興和建設工業株式会社	倉吉市明治町一、〇一七	取締役社長 米沢 美好
第二四九号	山根組	鳥取市藪片原町	山根 甚八

鳥取県告示第百二十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十年五月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 登録年月日 名称 所在地 申請者氏名 登録まつ消年月日

鳥取県知事登録 (ろ) 第二七二号 昭和二十八年 山本組 東伯郡東郷町大字引地三三五 山本 満穂 昭和三十年四月十八日

鳥取県告示第百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、西伯郡手間村及び賀野村を廃し、その区域をもつて新たに会見町が設置されたことに伴い、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項の規定により昭和三十年四月二十五日から西伯郡会見町の区域を区域とする農業委員会が次のとおり設置された。

昭和三十年五月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

農業委員会の名称

区域

西伯郡会見町農業委員会 前の手間村及び賀野村の農業委員会の区域

鳥取県告示第百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき東伯郡灘手村の区域を廃し、その区域が倉吉市に編入されたことに伴い、農業委員会等に関する

法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第二項の規定により、昭和三十年五月一日から倉吉市倉吉農業委員会の区域が次のとおり変更された。

昭和三十年五月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

農業委員会の名称

区域

倉吉市倉吉農業委員会 前の倉吉市倉吉及び灘手村の農業委員会の区域

鳥取県告示第百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき東伯郡大誠村及び栄村を廃し、その区域をもつて新たに大栄町が設置されたことに伴い、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項の規定により昭和三十年五月一日から東伯郡大栄町の区域を区域とする農業委員会が次のとおり設置された。

昭和三十年五月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂
農業委員会の名称 区 域
東伯郡大栄町農業委員会 前の大誠村、栄村の農業委員会の区域

鳥取県告示第二百十九号
昭和二十九年七月鳥取県告示第三百六十八号（農業委員会等に関する法律に基づく代表者会議の区域について）の一部を昭和三十年五月一日次のように改めた。

昭和三十年五月四日
鳥取県知事 遠 藤 茂
区域名及び区域内町村中
〔東伯郡西部地区
東伯郡のうち灘手村、由良町、栄村、東伯町、赤碕町、下中山村、上中山村、大誠村を
〕
〔東伯郡西部地区
東伯郡のうち由良町、大栄町、東伯町、赤碕町、中山村を
〕
に改める。

鳥取県告示第二百二十号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四十条の規定により、東伯郡の計量器定期検査を次のように実施する。
昭和三十年五月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

検査日 時	検査区域	検査場所
五月 九日 午前九時三十分から 午後三時まで	東伯郡東郷町（前の舍人村の区域）	舍人小学校
十日	（前の東郷松崎町の区域）	松崎
十一日	（前の花見村の区域）	東郷町役場花見支所

鳥取県告示第二百二十一号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。
昭和三十年五月四日
鳥取県知事 遠 藤 茂

備考 計量法第百四十二条但書による所在場所で行う定期検査については、実施の場所をこの所在場所とし、実施期日を昭和三十年五月九日から六月八日までとする。

退任した役員	氏名及び住所	就任した役員	氏名及び住所
理事	北条砂丘土地改良区 中江 豊 東伯郡北条町大字下神	富盛輝造	由良小学校
"	山本凉三 大字围坂	磯江 豊	浦安
"	生田 貴 大字江北	磯江 一志	八橋
"		野島利治	赤碕町役場
"		一橋 亮	
"		松本 律太郎	大字田井
"		浜本 博昌	大字弓原
"		磯江 宗義	大字北尾
"		米田 薫	大字下神
"		鈴木 登喜夫	大字松神
"		中村 喜一	大誠村大字東園

就任した役員の名及び住所
北条砂丘土地改良区

永田市松	大字西園
磯山清種	大字西園
磯山博	大字西園
吉村隆義	由良町大字由良宿
河本貞勝	大誠村大字西園
竹歳専寿	大誠村大字西園
理 事	中江 豊 東伯郡北条町大字下神
	山本涼三 大字国坂
	山崎定義 大字江北
	磯江一志 大字国坂
	磯江豊 大字国坂
	野島利治 大字田井
	河原勝好 大字弓原
	浜本博昌 大字下神
	米田 薫 大字松神
	鈴木登喜夫 大誠村大字東園
	永田市松 大誠村大字東園

西山孝	大字西園
磯山博	大字西園
吉村隆義	由良町大字由良宿
河本貞勝	大誠村大字西園

鳥取県告示第二百二十二号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十年五月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名及び住所

米金井手土地改良区	理 事	長尾良一 日野郡江府町大字大河原
		清水正憲 大字吉原
		中島亀利 溝口町大字栃原
		木村文治 大字大瀧
		田中英敏 大字大坂

就任した役員の名及び住所
米金井手土地改良区

遠藤正治	大字富江	
住田美喜夫	大字大倉	
松尾政寿	大字大倉	
砂口鶴寿	江府町大字吉原	
遠藤久治	溝口町大字富江	
理 事	近藤元三 米子市彦名町	
	監 事 山根虎雄 久米	
米川土地改良区	理 事	長尾良一 日野郡江府町大字大河原
		砂口鶴寿 大字吉原
		中島亀利 溝口町大字栃原
		木村文治 大字大瀧
		田中英敏 大字大坂
		遠藤久男 大字富江
		吉岡福重 大字大倉
		住田寿美 大字大倉

権代一夫	大字富江
田中八五郎	大字吉原
清水壽幸	大字吉原
理 事	田 沢 壽 米子市彦名町
監 事	椋 貞男 富士見町

鳥取県告示第二百二十三号

国民健康保険を行う西伯郡岸本町に対し、町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）第十八条の規定に基づき制定された岸本町国民健康保険規約を次の条件を附して昭和三十年三月三十一日認可した。

昭和三十年五月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

認可条件

岸本町国民健康保険規約第十五条但書を昭和三十年四月一日から削ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年五月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

- 一 日時 五月七日 午前十一時
- 二 場所 鳥取県庁
- 三 議題

(一) 県議会議員選挙の結果報告について

(二) 市町村選挙の結果報告について

(三) 県議会議員選挙当日の投票所の視察の結果について

その他

(四) 公職選挙法の改正意見について

(五) 表彰推薦について

(六) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十二号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年五月四日

鳥取県教育委員会委員長 三木順治

- 一 日時 昭和三十年五月九日 午前十一時
- 一 場所 鳥取県教育委員会 会議室
- 一 議題
 - 1 定例報告
 - 2 教員人事について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

道路交通取締法第六条の規定により次のとおり交通制限をする。

昭和三十年五月四日

鳥取県公安委員会委員長 寺谷英太郎

- 一 制限の場所
 - (1) 鳥取市鳥取駅前から今町二丁目三叉路まで二四

○メートルの間

(2) 鳥取市鳥取駅前からとりせん百貨店前十字路口まで一八〇メートルの間

二 制限の種類

(1) については自動車、原動機付自転車を一方交通とする。

図面に示す↓印の方向に向い一方のみ通行し、反対方向から通行することを禁止する。

(2) については駐車を禁止する。

三 制限の期間

(1) については昭和三十年五月四日から同年六月三十日までの間

公 告

本組合役員が退職したので、市町村職員共済組合法第六
条第八項の規定により、次のとおり公告する。

昭和三十年五月四日

鳥取県市町村職員共済組合

理事長職務代理者理事 坂 出 雅 己

一 退職者の職氏名 理事 野 坂 寛 治

二 退職年月日 昭和三十年四月十四日

雑 報

第三回全国自治宝くじ発売要領
(本県分発売額六十五万円)

一名 称 第三回全国自治宝くじ

二 受託銀行 東京都千代田区
株式会社 日本勧業銀行

三 発売の金額 二億円 二百万通(内本県分六十五
及び数 万円)

四 証票の金額 一枚 百円

五 証票の型式 開封式

六 発売期間 昭和三十年五月一日から
昭和三十年五月二十日まで

七 抽せん期日 昭和三十年五月二十一日

八 当せん金支 払開始期日 昭和三十年五月二十六日

九 当せん金

等級 当せん金

一等 四百万円

二等 一百万円

三等 五十万円

四等 十万円

五等 一万円

六等 千円

七等 百円

八等 五十円

当せん本数

六本

五十四本

六本

五十四本

十二本

六十本

四百本

四千本

六万本

六十万本

現場見取図



